

授業料・高等学校等就学支援金制度・高校生等奨学給付金・諸会費について

このページでは、保護者の方向けに授業料・高等学校等就学支援金制度・高校生等奨学給付金・諸会費に関する内容を掲載しています。ご家庭の状況により、内容が異なりますのでご注意ください。ご不明な点は、ご遠慮なく、事務室へお問い合わせください。

(1) 授業料について

○ 平成 25 年度以前の入学生について

平成 22 年度から平成 25 年度までの入学生については、授業料無償化制度の対象者であるため、原則授業料を徴収していません。



○ 平成 26 年度以降の入学生について

国の法改正に伴い授業料の制度が変更され、平成 26 年 4 月の新入生から原則授業料を納付していただくことになりました。

◆授業料の年額：全日制 118,800 円

◆口座振替日：年 2 回 8 月と 11 月に実施

(2) 高等学校等就学支援金制度について

○ 授業料の制度変更に伴い、高等学校等就学支援金制度ができました。次の世帯の方は申請することにより就学支援金が支給され、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料と相殺しますので、実際に授業料を納付していただくことはありません。

◆ 申請することができる世帯の方

- ・ 保護者（親権者）全員の「市町村民税所得割額」の合計が、**30 万 4,200 円未満**の世帯の方
- ・ 生活保護を受けている世帯の方

ただし、高等学校等を卒業し又は修了した方、高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超える方は就学支援金の申請はできません。

◆ 申請回数

1 年次は、**2 回申請**していただきます。2 年次以降は学年ごとに 1 回申請していただきます。

この就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。



(参考) 文部科学省ホームページ

- ・公立高等学校授業料無償制 (旧制度)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1342746.htm

- ・高等学校等就学支援金制度 (新制度) 概要

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342605.htm

(3) 高校生等奨学給付金について

- 授業料以外の教育に必要な経費に充てることができるよう、**返還の必要がない給付金制度**があります。

◆ 申請をすることができる方

保護者(親権者)全員の「市町村民税所得割額」が非課税である世帯の方
生活保護(生業扶助)を受給している世帯の方

- 詳細は入学後に別途ご案内いたします。

(4) 諸会費について

学校では、授業のほかに様々な教育活動が行われますが、その運営に必要な経費(諸会費)を保護者の皆さまに負担していただいております。

- 諸会費の内訳(平成27年度入学生の1年生での金額)

名 称	参考金額(年額)	用 途
学 年 費	27,474 円(美術選択者) 21,744 円(音楽選択者)	学校・学年の行事や教材の購入等経費
生 徒 会 費	6,360 円(月額530 円)	生徒会主催の行事や部活動等の経費 (体育祭開催年度は月額600 円)
P T A 入 会 金	3,000 円	対象は1年生のみ
P T A 会 費	3,600 円(月額300 円)	P T A の運営及び活動経費
教 育 振 興 費	8,880 円(月額740 円)	教育活動を充実させるための経費
図 書 費	1,800 円(月額150 円)	図書や視聴覚教材などの経費
合 計	51,286 円(美術選択者) 45,556 円(音楽選択者)	※ 口座振替手数料172 円(86 円×2 回)を含む

※ その他、1年生から修学旅行代金(約10万円)を積立てます。(別途ご案内いたします。)

- 諸会費の徴収時期

前 期	6月上旬	約28,000 円
後 期	10月上旬	約15,000 円

※振替の時期には預貯金の残高を確認し不足のないようお願いいたします。

(5) その他

その他費用が発生した場合には、その都度お知らせいたします。

以上